

備えあれば憂いなし!

NOSAIの 園芸施設共済

農業共済は公的な保険制度であり、園芸施設共済への加入が災害対策の基本です。

農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。

加入者の負担軽減のため、掛金の50%を国が負担します。

自然災害等に備えて、園芸施設共済に加入しましょう!!



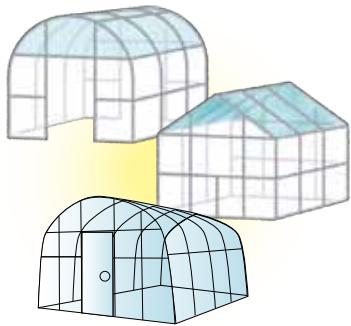
安心のネットワーク

NOSAI 岡山

● 園芸施設共済にご加入いただけるもの

特定園芸施設 (本体+被覆材)

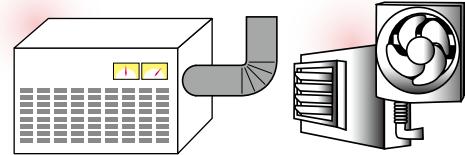
内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけハウスなど



※所有・管理する特定園芸施設の面積が合計 10m²以上であることが条件です。

附帯施設

暖房・換気・かん水施設、自動制御施設、カーテン装置、サイド巻上機(くるくる)など



施設内農作物

施設内で栽培する作物(野菜・花き等)の生産費用



撤去費用

倒壊した園芸施設本体の撤去に要した費用



復旧費用

園芸施設本体・附帯施設の復旧に要した費用



①複数の棟を所有している場合は、同条件で全棟加入する必要があります。

※他の損害保険等に加入している棟や耐用年数が大幅に超過している棟は、申出により除外することができます。

②特定園芸施設の加入を基本に、希望により附帯施設・施設内農作物・撤去費用・復旧費用を組み合わせて加入することができます。

※施設内農作物については、収入保険制度と重複しての加入はできません。

● お支払対象となる災害（共済事故）

風害・ひょう害



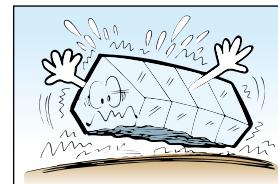
水害



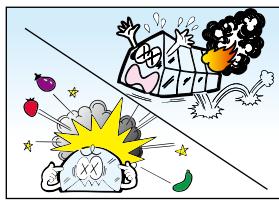
雪害



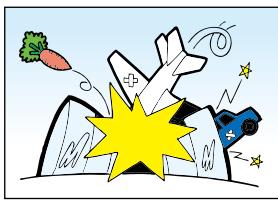
地震・噴火



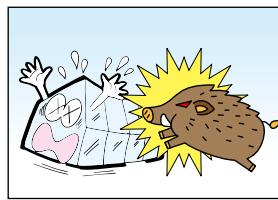
火災及び破裂・爆発



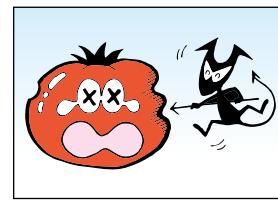
航空機の墜落及び物体の落下・車両及び積載物の衝突



鳥獣害



病虫害



被害を受けた際には、NOSAI職員が損害評価を行いますので遅滞なくご連絡ください。

✿ 暴風・積雪等から本体の損壊を避けるために被覆物を破棄する場合、必ず事前にご連絡ください。

✿ 連絡せず被覆材を破棄した場合は支払対象となりません。

〈お支払対象とならない事例〉 ①変乱によるもの ②老朽化によるもの ③生理障害・薬害

④損害防止にかかった費用 ⑤不実の通知をしたとき ⑥故意若しくは重大な過失によるもの など

● 共済価額

補償額を算定する基礎となる共済価額は減価償却を反映した時価額です。

特定園芸施設の時価額

$$\text{施設本体の再建築価額} \times \text{時価現有率} + \text{被覆材の再取得価額} \times \text{経過割合}$$

※施設本体は再建築価額の50%、被覆材は再取得価額の25%が下限です。

※価額は国の基準を適用しますが、ハウス本体については見積書等で算定した価額による加入もできます。

附帯施設の時価額

$$\text{附帯施設の再取得価額} \times \text{時価現有率}$$

※時価額は再取得価額の50%が下限です。

※附帯施設の再取得価額は販売価額、施工費等を見積書等により算出します。

施設内農作物の価額

$$(\text{ハウス本体の再建築価額} + \text{被覆材の再取得価額}) \times \text{施設内農作物価額算定率}$$

※施設内農作物価額算定率とはハウスの価額から生産費を算出するための国が定めた率です。

撤去費用の価額

$$\text{m}^2\text{あたり撤去費用基準額} \times \text{特定園芸施設の設置面積}$$

※m²あたり撤去費用基準額は国が定めた単価です。

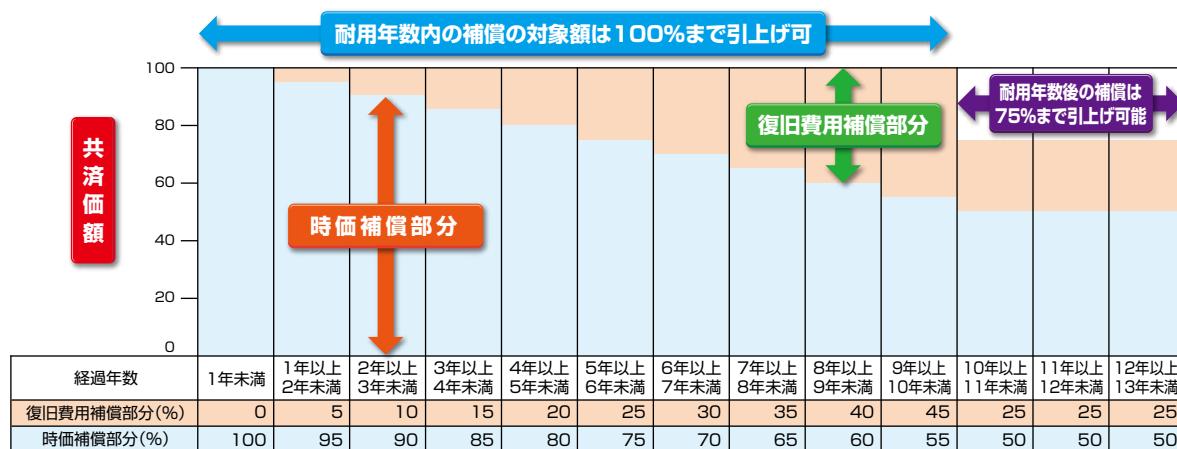
復旧費用の価額

$$\text{施設本体の再建築価額} \times \text{時価現有率に応じた率} - \text{施設本体の再建築価額} \times \text{時価現有率}$$

※時価現有率に応じた率は、耐用年数以内であれば100%、それ以外は75%です。

※附帯施設の復旧費用共済価額は「施設本体」を「附帯施設」に読み替えます。

時価額補償のイメージ図
(一般的なパイプハウスの場合)



● 共済金額（補償額）

共済金額は共済価額の加入者に選択いただく付保割合（40%～80%）を乗じた額となります。

共済金額（補償額）

=

特定園芸施設の時価額
附帯施設の時価額
施設内農作物の価額
撤去費用の価額
復旧費用の価額

×

付保割合
(補償割合)
40~80%

● 共済責任期間（補償期間）



共済責任期間は、**共済掛金等を納めていただいた日の翌日から1年間**となります。

(未被覆期間、未栽培期間も含めた周年加入が基本です)

ただし、継続加入する場合で共済責任期間の終了日の1か月前から終了日までに共済掛金等を納めていただいた場合は、その終了日の翌日から1年間になります。

● 共済掛金等

ご負担いただく共済掛金等は、共済掛金と事務費賦課金の合計で棟ごとに計算します。

$$\text{共済掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{共済責任期間}}{12\text{か月}} \times \textcolor{red}{50\%} + \text{事務費賦課金}$$

○共済掛金の**半分**は**国が負担**します。

※復旧費用部分の共済掛金は全額農家負担となります。

※復旧費用部分を除く共済金額が1億6千万円を超える部分の共済掛金は全額農家負担となります。

※過去の損害率から個人ごと（危険段階別）に掛金率を設定しています。

○ご負担いただいた共済掛金等は必要経費として課税対象から控除されます。

○補償額を変えずに掛金等を抑えるメニューもあります。

詳しくはお近くの NOSAI までお問い合わせください。



● 補償額と共済掛金の目安

《一般的なパイプハウスの例》 ○設置面積：500 m² ○外径：25.4mm 以下
○被覆材：一般農 PO 0.1mm 厚（1年未満）、押え材：スプリング ○付保割合：80%

設置年数	9年目		10年目以上	
	あり	なし	あり	なし
復旧費用	1,431,000円	1,026,000円	1,206,000円	981,000円
共済価額	施設本体 495,000円 復旧費用 405,000円 被覆材 531,000円	施設本体 495,000円 被覆材 531,000円	施設本体 450,000円 復旧費用 225,000円 被覆材 531,000円	施設本体 450,000円 被覆材 531,000円
共済金額	1,144,000円	820,000円	964,000円	784,000円
共済掛金	12,418円	9,742円	10,800円	9,314円

※別途、事務費賦課金をいただきます。

※主要骨材や被覆材の経過年数によって補償額は異なります。

※撤去費用に加入する場合は、別途掛金が必要となります。

● 共済金のお支払い

1事故に対しての1棟ごとの損害額が、加入時に選択する小損害不填補の基準額を超える場合に共済金をお支払いします。

※小損害不填補の基準額は棟ごとに選択が可能です。

《小損害不填補の基準額》

3万円(※)

10万円

20万円

50万円

100万円

※共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たない場合は、その相当する金額となります。

《損害額の計算について》

■ 特定園芸施設の損害額

〈本体部分〉

〈被覆材〉

$$\text{ハウス本体の時価額} \times \text{損害割合} + \text{被覆材の時価額} \times \text{損害割合} \times (100\% - \text{自然消耗割合})$$

※自然消耗割合とは、責任開始日から被害を受けた期間までの劣化を考慮した割合です。

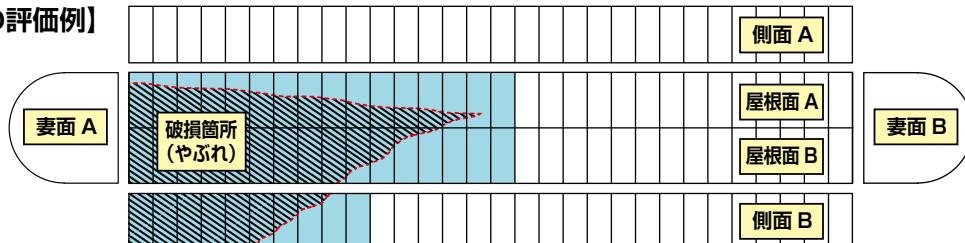
■ 附帯施設の修繕費 附帯施設の修繕費 × 時価現有率

■ 施設内農作物の損害額 施設内農作物の価額 × 損害割合 × (1-分割割合)

■ 撤去費用の損害額 撤去費用の価額 × 損害割合

■ 復旧費用の損害額 復旧費用の価額 × 損害割合

【被覆材の評価例】



被覆物の破損(本体の損壊)割合に応じて損害額が算定されます。

(上図では ■ 部分を被害部分として評価します。)

《共済金の計算について》

共済金

= 損害額 ×

$$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※損害額は、次の金額の合計額です。

特定園芸施設の
損害額

附帯施設の
修繕費

施設内農作物の
損害額

撤去費用の
損害額

復旧費用の
損害額

★事故報告★

被害が発生したら、現場保存を行った上で、すぐにNOSAIにご連絡ください!
事故発生通知を怠った場合、被害確認ができない場合は共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。



● 異動通知

加入した特定園芸施設等について、お申し込みいただいた内容に次のいずれかに該当する異動（変更）が生じた場合には、遅滞なく異動通知をお願いします。

異動事由に応じて希望があれば、補償額の変更も可能です。

※補償額の変更を行う場合、掛金等の追徴または還付が発生します。

- ① 譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ② 構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ③ 他の保険若しくは共済に付したとき
- ④ 特定園芸施設の被覆期間等の変更
- ⑤ 施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき

- ⑥ 施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽又は移植
 - ⑦ 危険が著しく増加する事由
- ※損害発生通知後に異動通知が行われた場合は、共済金の一部又は全額が支払われない場合があります。

● 集団加入による掛金等の割引措置について

生産部会や地域の集団でご加入いただいた場合、掛金等の割引ができるようになりました。
所属されている生産部会等でぜひ、ご検討ください!



【割引の要件】

下記の内容について協定を結びます。

- ①園芸施設共済（又は保険）に加入する旨の取り決めを行うこと。
- ②一斉加入受付を実施すること。
- ③特定園芸施設の適切な補強・保守管理に取り組むこと。

【割引の内容】

1 加入割合アップで掛金がお得に！

加入割合アップ

+
加入割合が
8割超

掛
金

5%割引!

2 一斉加入受付で賦課金がお得に！

5名以上の
一斉加入受付

賦課金
10%割引!

10名以上の
一斉加入受付

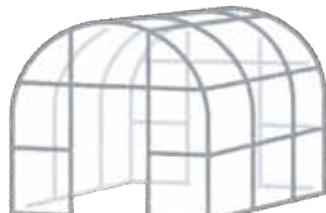
20%割引!

● 収入保険とのセット加入がおすすめです！

農業経営には自然災害によるハウスの損害のほかに、市場価格の低下、けがや病気で収穫ができないといった様々なリスクが潜んでいます。

ハウスの損害を補てんする園芸施設共済と収入の減少を補てんする収入保険はセットで加入できるので、充実の補償で安心して農業を行えます。

この機会に、収入保険へのご加入もご検討ください。



園芸施設共済



収入保険

※収入保険への加入は青色申告を行っている方が対象となります。

※収入保険制度については、園芸施設共済の施設内農作物と重複しての加入はできません。

園芸施設共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、園芸施設共済への加入に当たり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの農業共済組合（以下「NOSAI」といいます。）にお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

共済関係の成立

加入者が所有又は管理する全ての特定園芸施設について加入の申し込みを行い、NOSAIがこれを承諾することによって、園芸施設共済の共済関係が成立します。なお、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付する場合は必ず特定園芸施設にご加入ください。この場合、一部の特定園芸施設のみに付することはできません。

※台風接近時は加入手続きを行うことができない場合があります（継続加入を除く）。

※次に掲げる①～⑦に該当する特定園芸施設については引受対象となりません。

- ①共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- ②損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ③通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。
- ④加入者が申し出た小損害不填補の基準額が10万円又は20万円である場合において、当該特定園芸施設にかかる共済関係の共済価額が当該金額以下であること。
- ⑤当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、加入者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。
- ⑥既に園芸施設共済に付されていること。
- ⑦当該特定園芸施設の経過年数が国の定める年数（耐用年数の2.5倍）を超えており、かつ、加入者が共済関係を成立させない旨の申出をしていること。

共済責任期間及び共済責任開始日

共済責任期間は、加入承諾書で通知した払込期限内に、掛金をNOSAIに払い込んだ日の翌日から1年間となります。ただし、以下の場合においては事業規程等に定められた月単位から短期加入が可能です。

- 1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- 2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

共済価額

共済責任開始時における特定園芸施設等の価額で、共済金額及び共済金の算定基礎となります。特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用、特定園芸施設復旧費用、附帯施設復旧費用ごとに、設置面積及び建築年数等により決定した価額です。

※共済責任期間中の増改築又は被覆材の変更等により共済価額の変更が生じる場合は異動通知を行ってください。

共済金額（補償額）

共済価額に加入者が選択した付保割合（最高80%）を乗じた金額です。また、共済金が支払われた場合でも、同一共済責任期間中の共済金額は減額しません。

共済関係の消滅

特定園芸施設本体の損害が8割（パイプハウスは9割）以上となつた場合は全損又は経済的全損となり、共済関係は消滅します。この場合、残存する共済責任期間の共済掛金の返還はありません。

共済掛金

共済掛金の5割を国が負担します（復旧費用に係るものと除く）。

共済掛金^{*1} = 共済金額 × 掛金率^{*2} × $\frac{1}{2}$ + 賦課金^{*3}

※1共済掛金は被覆期間、未被覆期間の別に計算します。

※2掛金率とは、共済掛金の算出の基礎となるもので、過去一定年間における被害の状況をもとに加入者ごとに定められます。

※3賦課金とは、共済事業を行うために必要とする事務費を共済加入者に負担していただく費用です。

小損害不填補の基準額

加入者が加入申込時に選択するもので、共済金の支払対象の基準となる金額です。

- ア 3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）
- イ 10万円 ウ 20万円 エ 50万円 オ 100万円

共済事故

共済金の支払対象となる事故は、次のとおりです。

- ①風水害・ひょう害・雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害
 - ②火災
 - ③破裂及び爆発
 - ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
 - ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
 - ⑥病虫害（施設内農作物に加入の場合）
 - ⑦鳥獣害
- ※②～⑤の事故については、事故経過報告書が必要です。
- ※⑥の事故については、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください。

支払責任のない損害・事由

共済事故であっても、次のいずれかに該当する場合は、共済金をお支払いすることができません。

- ①変乱によって生じた損害
- ②被覆物の自然消耗、施設の瑕疵及び故障による損害
- ③加入者（同一世帯に属する親族を含む）の故意又は重大な過失、法令違反による損害
- ④植物防疫法の規定違反による損害
- ⑤生理障害又は葉害による損害
- ⑥損害防止にかかった費用
- ⑦通常行うべき管理又は損害防止の義務を怠ったとき
- ⑧損害発生の通知の怠り又は不実の通知をしたとき
(施設内農作物の病虫害は、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください)
- ⑨正当な理由がなく、被害確認に係る書類の提出を拒み、又は提出した書類について故意に不実の通知をしたとき
- ⑩加入申込みの内容について、不実の通知をしたとき

共済金の支払い

特定園芸施設等ごとに、共済事故による損害額が小損害不填補の基準額を超える場合、共済金を次式により支払います。

- ・支払共済金 = 損害額 × 付保割合（共済金額 ÷ 共済価額）
- ・損害額 = 被害額 - (残存物価額 + 賠償金等)
- ・被害額 = (特定園芸施設の価額 × 損害割合) + (附帯施設の価額 × 損害割合) + (施設内農作物の価額 × 損害割合)

○特定園芸施設本体の被害額の算定

パイプハウス以外は、園芸施設共済評価要領に従い、部材ごとに評価し損害割合で算出し、またパイプハウスは次によりスパンごとに被害判定を行いスパン割りで算出します。

- ・局部的に激しく曲がり、又は腰折れとなっているもの。
- ・主骨材が直管パイプで、つなぎのできない曲がりとなっているもの。

- 施設内で通常の栽培作業を行うことができない程の変形が生じているもの。

○特定園芸施設の被覆材の被害額の算定

妻面、側面、屋根面ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材（タルキおよびスパン）単位に修復するとして、最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用され、被覆材価額が減少します。算定式は次のとおりです。

$$\text{・被覆材価額} \times \text{被害面積割合} \times (100\% - \text{自然消耗割合})$$

【一般軟質フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月数
0%	共済責任開始日から3か月間 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月間。
12%	共済責任開始日から4か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から4か月以上。
25%	共済責任開始日から7か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から7か月以上。
37%	共済責任開始日から10か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から10か月以上。

【一般硬質（耐久性軟質）フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月数
0%	共済責任開始日から6か月間 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。
14%	共済責任開始日から7か月以上 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から7か月以上。

○附帯施設の被害額の算定

全損の場合、被害額は共済価額です。

分損の場合、修繕費に時価現有率を乗じて算定し（共済価額が上限）、共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低限の費用となります。修繕費は施工業者見積書等により算定します。

○施設内農作物の被害額の算定

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止した時に損害評価を行い、生育ステージを考慮した損傷程度により算定します。なお、病虫害事故は分割が適用となり、被害額から差し引かれます。

○撤去費用の被害額の算定

特定園芸施設（被覆材を除く）の撤去に要した金額が100万円を超えた場合、又は特定園芸施設の損害割合（被覆材を除く）が50%（ガラス室は35%）を超えた場合に支払います。

○復旧費用の被害額の算定

特定園芸施設（被覆材を除く）及び附帯施設の復旧（再建）に要した費用が、時価額を超える場合に支払います。

※撤去費用、復旧費用の補償には、園芸施設共済撤去・復旧計画書、領収書の提出が必要です。また、撤去・復旧をした場合は遅滞なくその旨を組合等に通知し、領収書等を添えて共済事故の発生した日から1年内に提出してください。

※加入者（同一世帯に属する親族を含む）自身が撤去・復旧する場合は支払われません。

損傷発生通知及び被害調査協力

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なくNOSAIに次の事項の通知をお願いします。

①共済事故の種類

②共済事故の発生年月日

③共済事故を受けた施設の棟番号及び損害の状況

④その他被害の状況が明らかとなる事項

[重要] 必ず修復前に通知してください。損害発生通知を怠った場合、被害確認ができない場合は共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

損傷防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について通常の管理・損害防止を行ってください。これらの努力を怠った場合は損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引く場合があります。

異動通知

加入した特定園芸施設等について、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく通知をお願いします。

①譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき

②構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき

③他の保険若しくは共済に付したとき

④特定園芸施設の被覆期間等の変更

⑤施設内農作物の種類、栽培面積の変更若しくは栽培期間を変更したとき

⑥施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（は種されたものが80%以上発芽した状態をいう。）又は移植

⑦危険が著しく増加する事由

個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。

NOSAIは、共済責任のうち一定部分を国の保険に付しているため、この二者間で個人情報を共同利用します。

その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。

●お問い合わせは …… 岡山県農業共済組合

☆NOSAI岡山ホームページ <http://www.ok-nosai.or.jp/>

岡山支所 TEL.(086)277-5511
〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2

東備支所 TEL.(0869)92-0404
〒709-0451 和気郡和気町和気438番地10

倉敷支所 TEL.(086)430-1717
〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号

井笠支所 TEL.(0866)83-2600
〒714-1201 小田郡矢掛町矢掛2979番地1

高梁支所 TEL.(0866)21-0350
〒716-0045 高梁市中原町1420番地2

新見支所 TEL.(0867)72-4455
〒718-0017 新見市西方423番地6

真庭支所 TEL.(0867)44-5520
〒717-0023 真庭市江川794番地1

津山支所 TEL.(0868)36-7730
〒708-1205 津山市新野東567番地

勝央支所 TEL.(0868)38-1240
〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田201番地

本所(資産共済課) TEL.(086)277-5554
〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2

